

この数値目標は緊急治安対策プログラムに掲げられている数少ない数値目標¹のうちの1つであるが、このようなアウトカム指標を目標としたことは評価できることである。一方、各警察署では、署の運営方針、各課毎の運営重点、月毎の活動重点等の実施計画を策定し、これらに基づいて業務を推進している。

実際には、県警内部では上記以外にも県警全体としての数値目標を複数設定しており、それに沿って各警察署も管内における同様の目標を設定しているとのことであるが、県民の立場からすれば、犯罪検挙率等さらに多くの指標による目標が公表され、それに基づく評価を通じて警察の説明責任がより良く果たされていくことが望ましいものといえる。

(2) 目標達成状況について

平成16年の刑法犯認知件数は、前年比-2,152件(-6.7%)となり、5年ぶりに30千件以下に抑止するとともに、上記目標「発生件数を前年比5%減に抑止」の目標を達成した(表2-3-2)。

また、平成12年以来20%台に低迷していた刑法犯全体の検挙率を5年ぶりに30%に回復した(表2-3-3)。

表 2-3-2 刑法犯認知件数の推移

(件数)

年別	H12	H13	H14	H15	H16	H17.6末(前年同期比)
認知件数	32,110	34,764	34,054	31,974	29,822	13,315 (-1,708 : -11.4%)

表 2-3-3 刑法犯検挙状況の推移

(件数・人数)

年別	H12	H13	H14	H15	H16	H17.6末(前年比)
検挙件数	7,604	7,239	8,533	8,748	8,970	4,141 (-65 : -1.5%)
検挙人員	4,788	4,522	5,133	5,403	5,125	2,235 (-280 : -11.1%)
検挙率(%)	23.7	20.8	25.1	27.4	30.1	31.1 (+3.1P)

(3) 警察官増員の課題

県警の警察官は、1人当たり県民人口676人(平成16年調査)という全国第6位の高負担となっており、勤務が過重になってきている。しかし、警察事象は増加の一途を辿り、治安に対する県民の不安感が増大する中、パトロールの強化や捜査力の更なる充実が求められている。そこで、県警は3年間で350人増員という計画を掲げた。

県警の調査によれば、以下のように空き時間のない交番は殆どない状況である。交番等が地域の生活安全センターであることを考えると、このような事態は望ましいものではない。

¹ このほか、今後10年間で交通死亡事故死者数を半減、シートベルト着用率95%以上、平成16年度から3年間の警察官350人増員が掲げられている。

表 2-3-4 警察官の不在時間実態調査 (H17.4.18~4.27 の 10 日間 : A6:00~P6:00 の 12 時間)

1 日平均の不在時間	交番数 (所)	構成率 (%)	地域分布			
			北信	東信	中信	南信
4 時間 30 分未満	0	—	—	—	—	—
4 時間 30 分~5 時間未満	11	12.2	4	1	2	4
5 時間以上~6 時間未満	27	30.0	10	5	6	6
6 時間以上~7 時間未満	34	37.8	10	7	9	8
7 時間以上~8 時間未満	18	20.0	6	3	6	3
計	90	100.0%	30	16	23	21

一方、警察に通報後どのくらいで現場に到着したかを示すレスポンスタイムは以下のよ
うに平成 15 年までは長期化する傾向にあったが、その後、改善傾向にある。

表 2-3-5 過去 5 年間のレスポンスタイム

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17*
レスポンスタイム	7 分 10 秒	7 分 21 秒	7 分 34 秒	7 分 47 秒	7 分 14 秒	7 分 13 秒
前年比	—	+11 秒	+13 秒	+13 秒	-33 秒	-1 秒

*平成 17 年 6 月末現在

さらに、警察官の勤務時間の推移を見ると以下のようになっている。巡回・警ら等の割
合を増やしていることが分かるが、時間数は横ばいである。

表 2-3-6 交番・駐在所勤務員の通常基本勤務時間の推移

区分	年	現在員	通常基本勤務時間						うち巡回・警ら	
			立番	見張	所在	警ら	巡回連絡	計	時間	%
合計	H16	9,597	55,435	60,492	327,750	532,561	111,963	1,088,200	644,524	59.2%
	H15	9,720	64,004	64,255	329,900	515,280	101,658	1,075,097	616,938	57.4%
	H14	9,870	77,068	77,787	317,275	521,212	120,317	1,113,658	641,528	57.6%
	H13	9,771	67,680	104,748	305,201	470,774	175,164	1,123,565	645,938	57.5%
勤務員 1 人 当たり時間 /月	H16	9,597	5.8	6.3	34.2	55.5	11.7	113	67.2	59.2%
	H15	9,720	6.5	6.5	33.4	52.2	10.3	109	62.5	57.4%
	H14	9,870	7.8	7.9	32.1	52.8	12.2	113	65.0	57.6%
	H13	9,771	6.9	10.6	30.9	47.7	17.7	114	65.4	57.5%

なお、平成 16 年度には 80 人の警察官増員が措置され、現場第一線の強化のために配置
されるとともに、平成 17 年度には 40 人の警察官が増員された。しかし、上記目標 350 人
増員の達成される見通しはたっていない。

2. 交通死亡事故の抑止対策

(1) 交通安全施設の整備と効果

県警では、県緊急治安対策プログラムに掲げられている交通死亡事故の抑止対策の一環として、交通安全施設の整備を進めている。交通規制課の資料によると、平成16年度における施策の概要と効果は次のとおりである。

平成16年度中の交通安全施設整備と効果

(1) 調査対象

平成16年度中の交通安全施設整備と交通規制の効果を測定

(2) 調査方法

交通安全施設等を整備した地点及び区間において、整備後6ヶ月間と前年同期間の交通事故の発生状況(新設道路及び補修事業を除く)を調査した。

(3) 調査結果

対策別	区分	測定数	事業費	人身事故		物損事故		効果(人身+物損)	
				設置前	設置後	設置前	設置後	減少数	経済的効果
信号	新設信号機	37箇所	1億6,852万円	33(2)	4	61	5	85(2)	1億4,936万円
	多現示化	20箇所	1,160万円	43	18	67	30	62	1億1,914万円
	歩車分離化	14箇所	340万円	11	3	24	4	28	4,508万円
	灯器LED化	12箇所	1,871万円	6	2	17	6	15	2,340万円
	その他改良	62箇所	6,245万円	33	9(1)	76	25	75(-1)	1億2,758万円
標識	自発光式標識	7箇所	202万円	3(1)	1	9	2	9(1)	1,298万円
	路側式高輝度標識	25箇所	83万円	15	5	18	7	21	4,441万円
新規規制	横断歩道	128箇所	1,229万円	37(5)	7	68	25	73(5)	1億4,177万円
	一時停止	232箇所	696万円	57	24	127	53	107	1億7,872万円
	速度規制	8区間 44km	1,210万円	4	2	12	6	8	1,212万円
	その他交通規制	66箇所	405万円	13(1)	4	33	28	14(1)	3,579万円
合計		611箇所	3億2,933万円	255(9)	79(1)	512	191	497(8)	8億9,035万円

※ 人身事故件数の()内は死者数

※ 社会的・経済的損失は、日本交通管理技術協会の算出方式

(4) 主な効果

① 交通事故発生件数が大幅減少

人身事故は、整備前件数255件(死者9人)が整備後件数79件(死者1人)と減少、物損事故は整備前件数512件が整備後件数191件と減少、合計では-497件(死者-8人)と大幅に減少した。

- 新設信号機37箇所では、94件の事故が9件(-85件)に減少
- 信号機改良108箇所では、277件の事故が97件(-180件)に減少
- 標識・新規規制466箇所では、396件の事故が164件(-232件)に減少

② 経済的効果は投資額の約3倍

測定箇所の整備事業費は3億2,933万円であるが、整備後497件の交通事故が減少したことにより、整備事業費の約3倍(8億9,035万円)の経済的効果があった。

また、最近10年間の交通関係指数の推移は次のとおりであり、車両台数、免許保有人口が増加する中で、死亡者は減少傾向にあり、負傷者数も平成13年をピークに減少に転じている。また、予算の大幅な減少の中で信号機数は着実に増加している。

図 2-3-1 交通関係指数の推移グラフ（平成 6 年を 100 とした場合）

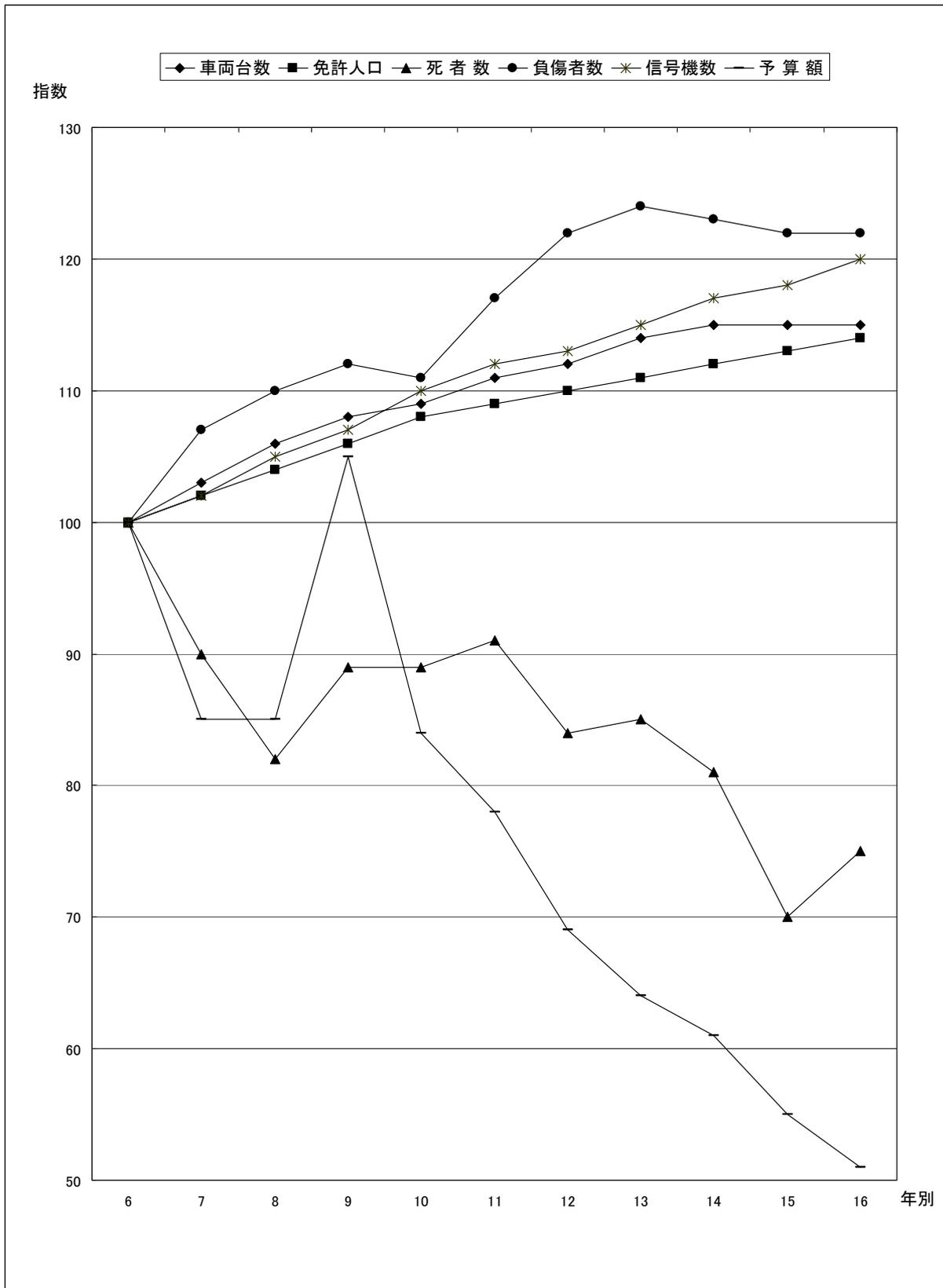


表 2-3-7 交通関係指数の推移

区分	年 別											
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
車 両 台 数	数(台数)	1,596,178	1,644,202	1,691,376	1,720,759	1,741,826	1,768,858	1,795,595	1,816,644	1,831,654	1,835,711	1,843,285
	指 数	100	103	106	108	109	111	112	114	115	115	115
免 許 人 口	数(人)	1,289,658	1,315,796	1,339,568	1,364,087	1,386,928	1,404,076	1,417,895	1,430,786	1,444,405	1,457,111	1,466,626
	指 数	100	102	104	106	108	109	110	111	112	113	114
死 者 数	数(人)	234	211	191	208	209	213	196	198	190	164	176
	指 数	100	90	82	89	89	91	84	85	81	70	75
負 傷 者 数	数(人)	15,639	16,671	17,270	17,518	17,408	18,277	19,047	19,332	19,158	19,082	19,028
	指 数	100	107	110	112	111	117	122	124	123	122	122
信 号 機 数	数(基)	2,575	2,627	2,693	2,759	2,825	2,880	2,921	2,956	3,005	3,046	3,081
	指 数	100	102	105	107	110	112	113	115	117	118	120
安全施設予算	数(千円)	3,144,488	2,661,426	2,684,645	3,302,394	2,638,223	2,451,448	2,177,918	2,019,830	1,905,791	1,722,172	1,592,478
	指 数	100	85	85	105	84	78	69	64	61	55	51

*安全施設予算は年度別、それ以外の計数は暦年である。

県の財政の厳しい中、今後も限られた予算をより効果の高い交通安全施設の整備に充当し、引き続き交通事故の発生抑止を進めていく必要があると考えられる。

(2) 信号灯器の LED 化

現在、県警では「信州モデル創造枠予算」を利用して、交通信号灯器の LED 化を進めている。

平成 15 年度は、軽井沢地区を中心に 31 箇所の信号灯器の LED 化を行った。その結果、交通事故及び電気料金は次のように変化した。

交通事故の比較						
信号灯器 LED 化 31 箇所	物件事故		人身事故			
	設置前	件数	設置前	件数	死者	傷者
	設置前	25	設置前	13	0	21
	設置後	14	設置後	3	0	5
	増減数	-11	増減数	-10	0	-16

*平成 15 年度信号灯器 LED 化事業の調査結果

信号灯器 LED 化 31 箇所の電気料金比較		
電球式信号灯器 (月)	LED 式信号灯器 (月)	削減金額 (月)
154,894 円	53,475 円	101,419 円

上記は、LED 式信号灯器設置後半年と、前年同期の半年を比較した結果である。

LED 式信号灯器は、日光による擬似点灯現象がなく、視認性が向上するため交通事故の抑止効果が高いと言われており、上記の結果もそれを裏付けるものとなっている。

電気料金は上記のとおり約 3 分の 1 に削減され、大幅削減効果があることがわかる。また、交通規制課によると、電力消費量は電球式に比べ約 4 分の 1 に削減されたとのことである。したがって、二酸化炭素の削減効果も高く、地球温暖化対策の観点からも優れた施策である。

LEDは8年間交換不要とされ、これまで電球式では少なくとも赤色に対応する部分の電球については毎年交換していたことと比較すると、保守費用はかなり低下すると見込まれている。

上記の軽井沢の結果より、県全体の信号灯機をLED化した場合の試算をすると次のようになる。

軽井沢地区を中心に31交差点の1ヶ月の電力料金の削減額は、101,419円であるから、1交差点あたりでは月3,272円、年間39,259円の削減となる。県内の信号灯機設置交差点数は3,081箇所なので、県全体で年間約121百万円の電力料金削減が見込まれる。

また、現在、電球式信号灯器の電球交換委託料等は交通規制課の推計によると年間約26百万円であるが、LED式信号灯器では8年間はLEDの交換は不要とされているため、年間の交換委託料もかなり削減されると見込まれる。

一方、LED式信号灯器の設置費用は約214千円と電球式に比べ約1.5倍となっており、初期の設置費用は現状では割高である。県内の信号灯器約3万基をすべてLED化するのに約64億円かかる計算となる。

LED化のメリットとデメリットをまとめると、次のようになる。

表 2-3-8 LED化のメリット・デメリット

LED化のメリット	LED化のデメリット
交通事故の大幅な減少	初期投資が割高
電力料金、電力使用量の大幅減少	
毎年の保守料金の減少	

このように、さまざまな観点から確実なメリットが見込まれる場合、初期投資が割高でも事業を実施すべきであるとも考えられる。一方で、県の財政が厳しく現状では財源が確保できないのであれば、県は、県民に、交通事故防止や地球温暖化防止効果を訴えて県内信号灯器のLED化のための目的税を導入することも考えられる。

県の人口は、平成17年11月1日現在約220万人であるから、県民1人当たり年間1千円の目的税を3年間課すことで、県内すべての信号灯器をほぼLED化できる。その場合、県民は、3年間だけ毎年1人1千円の税金を追加負担することで、その後の交通事故抑止、県の電力料金削減や電力消費量削減による地球温暖化防止効果というメリットを享受できることになる。

なお、上記の計算は、現在入手可能な数値での概算であり、電気料の基本料金の影響などを無視して計算しているため、実際に政策を立案する際には、より詳細な情報を収集して必要コストや便益を計算する必要がある。

第3 監査の結果

I. 委託費

1. 概要

委託費は、県警全体の支出額の中では表 3-1-1 で示すように、3.5%と比較的少ない比率を占めているが、県警では今後アウトソーシングを活用していくことを検討している。

表 3-1-1 県警の支出額に対する委託費の割合（平成 16 年度）

（単位：千円）

	警察全体	
	支出額合計	委託費合計
金額	43,063,932	1,501,951
割合	100%	3.5%

表 3-1-2 委託費（所管別）

（単位：千円）

	警察全体の委託費合計	県警本部(県庁内)所管額	10,000 千円超	県警本部(県庁内)以外所管額	
				免許センター所管額	その他
金額	1,501,951	724,572	672,321	620,039	157,340
割合	100%	48.2%	44.8%	41.3%	10.5%

なお、県警本部（県庁内）以外の所管額が 50%を超えており、その大部分が免許センター所管となっている。

表 3-1-3 免許センター所管委託費

(単位：千円)

No.	委託事業の名称	金額	受託者	契約方法	入札(見積)回数*1
1	中南信運転免許センター 清掃業務	8,558	民間企業	一般	3(1)
2	仮運転免許事務	27,438	民間企業	随意	(1)
3	東北信運転免許センター 清掃業務	8,358	民間企業	一般	3(1)
4	運転免許証 更新時講習	210,273	(財)長野県交通安全協会	随意	(2)
5	更新 通知業務	32,312	(財)長野県交通安全協会	随意	(1)
6	運転免許 窓口事務	14,666	(財)長野県交通安全協会	随意	(1)
7	停止処分者講習 及び 違反者講習	65,902	(財)長野県交通安全協会	随意	(2)
8	原付講習	12,727	(財)長野県交通安全協会	随意	(2)
9	特定任意講習	7,653	(財)長野県交通安全協会	随意	(2)
10	取得時講習	5,252	民間企業	随意	(1)
11	高齢者講習	219,863	民間企業	随意	(1)
	小 計	613,002			
	その他*2	7,037			
	合 計	620,039			

*1 3 (1) と記載している場合は入札回数が 3 回、見積回数が 1 回であることを示す。

*2 5 百万円以下の契約。

2. 実施した監査手続

平成 16 年度の委託契約の透明性・公正性が確保されているかどうかについて、本部所管の委託費のうち契約額 10,000 千円以上の委託費 17 件（672,321 千円・内訳は次頁に記載）及び免許センターで締結されている委託費上位 2 件（430,136 千円）について検討した。

なお、免許センターの契約の概要、実施した監査手続及び監査結果並びに意見については、5. 以下で記述する。

3. 結果

調査対象とした委託契約を調査した結果、法令規則に明らかに反していると認められる事例はなかった。

4. 意見

検討を要する事項を、以下に記載する。

表 3-1-4 調査の対象とした本部所管の委託契約一覧

(単位：円)

No.	委託事業の名称	備考	緊雇	契約方法	見積書内訳	落札率等*5	契約額	契約相手先名	
1	安全運転管理者等講習業務			随意	なし	*	35,810,194	(社)長野県安全運転管理者協会	
2	通信指令システム高度化整備業務	*3		随意			112,187,250	A社	
3	総合的防犯対策警戒業務(北信地域)	*1	*2	指名競争		*	26,716,998	B社	
4	総合的防犯対策警戒業務(東信地域)	*1	*2	指名競争		*	27,556,998	B社	
5	総合的防犯対策警戒業務(中信地域)	*1	*2	指名競争			21,772,800	C社	
6	総合的防犯対策警戒業務(南信地域)	*1	*2	指名競争			35,343,000	D社	
7	シートベルトの着用効果体験・街頭指導業務		*2	随意	なし	*	48,090,000	(社)長野県安全運転管理者協会	
8	木曾路交通事故抑止対策業務		*2	指名競争		*	41,055,000	B社	
9	自動車保管場所標章交付業務			随意	なし	*	42,414,750	(財)長野県交通安全協会	
10	道路使用許可調査業務			随意	なし	*	11,282,250	(財)長野県交通安全協会	
11	パーキング・チケット発給設備管理運用業務			随意	なし	*	35,033,250	(財)長野県交通安全協会	
12	自動車保管場所現地調査業務	*4		随意及び一般競争		*	116,408,712	(社)長野県自家用自動車協会	
13	交通管制システム等保守点検業務			一般競争		*	57,750,000	E社	
14	交通管制端末信号機等保守点検業務			一般競争			25,725,000	F社	
15	地点交通信号機等保守点検業務	*1		一般競争			10,290,000	G社	
16	地点交通信号機等保守点検業務	*1		一般競争		*	14,385,000	H社	
17	地点交通信号機等保守点検業務	*1		一般競争			10,500,000	I社	
							94.5%	672,321,202	

- *1 同一内容の委託であるが、適用地域が異なることから別契約となっている。
- *2 緊急雇用対策事業として実施した事業である。
- *3 随意契約ではあるが、公募型プロポーザルで選考している。
- *4 平成16年4月から7月までは随意契約、8月から翌年3月までを一般競争入札で実施している。
- *5 県情報公開条例及び県財務規則により、予定価格及び予定価格を類推できる落札率は非公開であるとのことから平均値のみ開示している(以下同じ)。なお*を付した契約は予定価格と同額あるいは予定価格に極めて近い価格で契約されている。

(1) 見積書内訳及び実績内訳が入手されていない委託契約について

ア. 現状

検討の対象とした委託料のうち、随意契約の6件(表3-1-5参照)については、1件(No.2)は公募型プロポーザル方式の契約がなされており、選定段階で価格見積りを徴収しているが、残り5件は契約に際して相手先から詳細な見積書を入手していない。

具体的には、県警は、まず

(i) 1件当たり処理に要する人件費、減価償却費、需用費等

あるいは、

(ii) 業務全体を実施するのに必要と見込まれる人数、平均給与等と車両費、被服費、修繕費等の物件費

といった積算を行い、予定価格を算定している。その後、県警本部は、委託先から見積書を手入して、契約手続に入る。しかし、その見積書には(i) 1件当たり金額、若しくは(ii) 人件費及び物件費それぞれの合計金額のいずれかしか記載されていない。

表 3-1-5 随意契約の内訳

(単位：円)

No.	委託事業の名称	契約方法	見積書内訳	落札率等	契約額
1	安全運転管理者等講習業務	随意	なし	*	35,810,194
2	通信指令システム高度化整備業務	随意	あり		112,187,250
7	シートベルトの着用効果体験・街頭指導業務	随意	なし	*	48,090,000
9	自動車保管場所標章交付業務	随意	なし	*	42,414,750
10	道路使用許可調査業務	随意	なし	*	11,282,250
11	パーキング・チケット発給設備管理運用業務	随意	なし	*	35,033,250
				94.6%	284,817,694

* 契約額と予定価格とが同額かあるいは極めて近い額であることを示している。

また、業務実施後、委託料支払時も委託業務が完了した旨の報告を受けるだけで、実際にどのような項目で、いくら費用が発生したかの報告は受けていないとのことである。

イ. 問題点及び課題（意見）

これらはその多くが前年度以前から「公益目的の業務である」「専門性が必要」等の理由から随意契約で行われており、価格の適正性については、競争入札に比べて詳細に検討されていないものと推定される。結果的に、契約額は5件とも予定価格に極めて近い金額となっている。

これらの委託先のほとんどが県警所管の公益法人であることから、本来は、通常の相手先以上に価格の透明性について厳密な検討が必要と考えられる。

従って、①委託先がどのような見積計算を行い価格提案してきたのか、②実施した結果どのような費用が発生しているのか、内訳ごとに検討を行い、翌期以降の金額の節減の余地の有無を検討することが必要と考えられるが、このような検討は行われていない。

今後は、随意契約であっても、その価格の内訳等が適正か、翌期以降、節約の余地がないかを検討する上で、見積書入手時・実績報告書入手時のいずれの段階でも相手先の費用の内訳を手入し、検討する必要があると考えられる。

(2) 予定価格の算定方法について

予定価格の算定方法について改善が望まれるものは、以下の5契約である。

表 3-1-6 予定価格算定で検討する委託契約

No.	契約件名	契約先
3	総合的防犯対策警戒業務(北信地域)	B 社
4	総合的防犯対策警戒業務(東信地域)	B 社
5	総合的防犯対策警戒業務(中信地域)	C 社
6	総合的防犯対策警戒業務(南信地域)	D 社
7	シートベルトの着用効果体験・街頭指導業務	(社) 長野県安全運転管理者協会

このうち、No.3 からNo.6 の 4 契約は契約条件等が全く同一であり、契約を実行する地域が異なるだけであるため、まとめて述べることにする。

ア. 総合的防犯対策警戒業務 (No.3～No.6)

以下では、「当初契約時の予定価格の適正性」「契約変更時の予定価格の適正性」の 2 つに大別して記載する。

(ア) 当初契約時の予定価格の適正性

a. 現状

総合的防犯対策警戒業務（以下、「警戒業務」という。）は、緊急雇用対策事業として各地の警備会社に学校周辺等の警戒業務を委託したものである。その際、予定価格の算定には、4 つの警備会社から平成 15 年度の基本給をヒアリングしそれらの平均を利用している。

しかし、実際に支払われた平均給与額は、どの契約でもこの予定価格の算定基礎を下回っている。

表 3-1-7 予定価格の算定基礎とした平均給与

(単位：円)

ヒアリング先	基本給	通勤手当
A	221,200	15,600
B	180,100	11,600
C	193,200	12,240
D	214,480	14,960
4 社 平均	202,200	13,600

表 3-1-8 予定価格の算定基礎と実績額の対比

(単位：円)

平均給与等	契約 No.	3	4	5	6	平均
①新規雇用の平均給与		161,707	160,696	135,373	153,589	152,841
②正社員を含めた平均給与		173,837	189,626	135,373	178,096	169,233
③参考：入札時に利用した平均給与		202,200	202,200	202,200	202,200	202,200

上記の表のうち、①及び②は当該業務に従事した新規雇用者及びそれを含めた正社員の平均給与実績、③は予定価格算定に当たって基礎とした平均給与である。

①②と③の乖離は、当該警戒業務が緊急雇用対策事業として行われ、新規雇用者の割合を概ね 75%以上とするよう「委託業務仕様書」により指定されていることから、平均給与実績が通常よりも低い水準に抑えられたためと考えられる。

b. 意見

緊急雇用対策として新規雇用を積極的に行う以上、これらの新規雇用者の平均給与が正社員の平均給与より低い金額になるであろうことは容易に想像できる。それにも拘わらず、予定価格の算定基礎に正社員の平均給与実績を採用することは合理的ではない。

今後、予定価格の算定は、より適切に行う必要があると考えられる。例えば、このような委託契約の場合には、新規雇用者の人件費について初任給の平均給与や、アルバイトがフルタイムで働いた場合の平均給与等を参考にして予定価格を算定する方が合理的と考えられる。

(イ) 変更契約時の予定価格の適正性

a. 現状

先の警戒業務 4 件全ては、当初契約後の平成 16 年 7 月に夜間警戒業務を追加する契約変更（増額）が行われている。また、No.6 については夜間警戒業務に加え、当初の業務についても 4 名人員を増加するという変更内容となっている。

これらの契約内容の変更に際し、県警では再度、予定価格の算定を行っている。予定価格算定に当たって、用いられた平均給与について、当初契約と変更契約（増額分）との算定基礎とを対比すると表 3-1-9 のようになる。

表 3-1-9 予定価格の算定基礎となった平均給与（当初・変更分）

（単位：円）

	No.3		No.4		No.5		No.6			摘要
	当初*3	変更分*4	当初*3	変更分*4	当初*3	変更分*5	当初*3	変更分*5	変更分*6	
給与	202,200	223,300	202,200	223,300	202,200	169,900	202,200	178,600	178,600	*1 1ヶ月
通勤手当	13,600	16,040	13,600	16,960	13,600	14,900	13,600	15,820	15,820	〃
夜勤手当	—	41,868	—	41,868	—	31,856	—	33,487	33,487	〃
保険料										〃
健康保険	9,020	13,034	9,020	13,034	9,020	10,241	9,020	10,241	10,241	
厚生年金	14,938	19,012	14,938	19,012	14,938	14,938	14,938	14,938	14,938	
労災保険料	1,295	1,687	1,295	1,693	1,295	1,300	1,295	1,367	1,367	
雇用保険	2,266	2,953	2,266	2,962	2,266	2,275	2,266	2,393	2,393	
児童手当	198	252	198	252	198	198	198	198	198	
車両燃料費	30,300	42,800	30,300	42,800	30,300	41,600	30,300	41,600	41,600	1ヶ月 1台当り
被服装備費	34,000	47,000	34,000	47,000	34,000	47,000	34,000	47,000	47,000	1人
教育費	20,160	73,584	20,160	73,584	20,160	73,584	20,160	73,584	73,584	〃
物件整備費	24,000	—	24,000	—	24,000	—	24,000	—	—	〃
チラシ印刷費	—	18,000	—	18,000	—	18,000	—	18,000	18,000	*2 1ヶ月
通信費	—	12,000	—	12,000	—	12,000	—	12,000	7,000	*2 〃
諸雑費	350,000	—	350,000	—	350,000	—	350,000	—	—	
計	701,977	511,530	701,977	512,465	701,977	437,792	701,977	449,228	444,228	

*1 委託契約した相手先にヒアリングした給与を記載している。そのため、業者毎に変更後の見積給与は相違している。

*2 本契約の実績により平均を算出（4契約すべて同様）

*3 平成16年3月30日

*4 平成16年7月26日

*5 平成16年7月23日

*6 平成16年9月24日

変更契約のための予定価格算定に当たっては、1人当たり給与（安全パトロール員の給与及び通勤手当の平均額）をそれぞれ契約先の警備会社に電話で問い合わせている。なお、実際に業務を開始したのが4月なので、7月の契約変更時には少なくとも4月の基本給等の実績は入手できるはずであるが、委託先は月次決算を実施しているとは限らないため、実績値を利用せずヒアリングに拠ったとのことである。県警は、このヒアリングの結果を用いて、変更契約の新予定価格を算定している。ちなみに、平均給与の予定価格の算定基礎（当初・変更分）と実績との対比は表3-1-10のとおりである。

表 3-1-10 平均給与（予定価格の算定基礎と実績）

（単位：円）

契約 No.	3	4	5	6**	平均
予定・実績					
予定価格の算定根拠					
当初契約 (a)	202,200	202,200	202,200	202,200	202,200
変更分 (b)	223,300	223,300	169,900	178,600	198,775
実績					
新規雇用者のみ (c)	161,707	160,696	* 135,373	153,589	152,841
全体 (d)	173,837	189,626	135,373	178,096	169,233
差異 (e) (d-b)	-49,463	-33,674	-34,527	-504	-29,542
乖離率 (e/b)	-22.2%	-15.1%	-20.3%	-0.3%	-14.5%

* No.5 は新規雇用者と正社員の区分が明確でなかった為、全体の平均給与を記入している。

** No.6 は法定福利費を除いているが、それ以外は法定福利費を含めている。

表 3-1-10 の (a) (c) (d) は、表 3-1-8 を再掲している。変更契約で用いられた平均給与 (b) は、(c) で示す実績はもちろん、(a) で示す正社員を含めた平均給与を上回っている。そればかりか、No.3 及びNo.4 の契約では、当初契約の予定価格の算定基礎とされた高い水準の平均給与よりもさらに高くなっている。

人件費以外の経費内訳・金額等についても、契約変更時に各委託契約先に「実際にはどの程度かかっているのか」を電話で問い合わせた結果を反映させているとのことである。しかし、既述したように月次締めが十分行われている相手先ばかりとは限らなかったことから、これらの金額はヒアリングに基づくものであり根拠資料はない。

b. 意見

「(ア) 当初契約時の予定価格の適正性」で既述したように、1 人当たり給与等の実績額（表 3-1-10 中 (c) , (d)）は、当初契約のための予定価格の算定基礎となった平均給与を下回る。

そもそも、当初契約は予定価格の約 75% という低い金額で落札されており（後述する「(3) 落札率等について」を参照）、その主な要因が人件費の見積りと実績との乖離であることが想定されるのにも拘らず、夜間業務が追加されるという理由により、委託先の「言い値」を用いて再度予定価格を算定することには疑問が残る。結果的には、契約No.3、No.4 及びNo.5 では変更分の算定基礎も実績と大きく乖離している。

今後は、変更契約の締結に当たって、契約先におけるそれまでの実績や契約先以外の警備会社等からも見積を入手する等して適正な予定価格の算定を行うことが望まれる。

また、経費については、翌期の契約の参考とするためにも、実績報告の内訳を求める等、当該予定価格の算定が妥当であったかどうかを事後的にでも検討しておくことが望まれる。

イ. シートベルトの着用効果体験・街頭指導業務

(ア) 見積価格の適正性

a. 現状

本業務は県民にシートベルトの着用効果を体験してもらう業務であり、先の「総合的防犯対策警戒業務」同様、緊急雇用対策事業として実施されたものである。この際、予定価格の算定には、平成15年県サービス業所定内賃金（平均年齢40.7歳、平均勤続年数10年、平均労働日数22.2日）を給与の算定基礎としており、その結果、用いられた平均給与額はア. で記述した委託契約と比べてもさらに高い水準となっている。

表 3-1-11 1人当たり人件費の積算（積算基準判明分のみ）

(単位:円)

項目	No.3~6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12
内容	総合的防犯対策警戒業務	シートベルトの着用効果体験	木曽路交通事故抑止対策業務	自動車保管場所標章交付業務	道路使用許可調査業務	パーキングチケット発給設備	道路保管場所現地調査業務
給料	202,200	271,923	185,000	196,800	173,075	173,075	173,075
通勤手当	13,600	-	9,800	2,000	2,200	2,200	2,200
保険料							
健康保険	9,020	12,726	8,636	8,313	8,181	8,181	8,181
厚生年金	14,938	19,012	12,901	13,767	12,222	12,222	12,222
労災保険	1,294	1,360	1,169	-	-	-	-
雇用保険	2,266	2,855	2,045	1,533	1,840	1,840	1,840
児童手当	198	252	171	182	162	162	162
保険料計	27,716	36,205	24,922	23,795	22,405	22,405	22,405
合計	243,516	308,128	219,722	222,595	197,680	197,680	197,680
給料算定基準	15年度実績警備会社4社平均*1	15年長野県サービス業所定内賃金(平均年齢40.7歳,平均勤続年数、10年、平均日数22.2日)	警備会社見積り	15年度行政職高校卒初任給+手当で4.40ヶ月	16年度行託単価に予定単価を乗じたもの*2	16年度の行託単価*2	同左

*1 変更前契約分

*2 行託単価とは、「行政職として嘱託で利用する人件費の単価」、つまり、公務員業務を嘱託で依頼する場合の単価を言う

b. 問題点及び改善提案（意見）

県警の説明では、「体験者を教育できる指導者としての能力や豊富な運転経験と道路交通に関する知識を有する優秀な人材を採用するため、給与額を高く設定した。」とのことである。しかし、本業務は先の警戒業務同様、新規雇用者を対象に実施する事業であるため、勤続年数は考慮に加えない方が合理的と考えられる。

今後は、予定価格の算定に際しては、より適切な検討を加える必要があると考えられる。特に、本業務は県警所管の公益法人である（社）長野県安全運転管理者協会と随意契約で契約を締結している。従って、一般の企業等との随意契約による委託契約

締結以上に、適切な価格で契約が締結されているかどうかについての慎重な検討が必要と考えられる。

(3) 落札率等について

調査の対象とした委託料の落札率等を調べたところ、平均して 94.5%と全般的に高い傾向にあることがわかった。

表 3-1-12 落札率一覧

(単位：円)

No.	委託事業の名称	契約方法	落札率等	契約額
1	安全運転管理者等講習業務	随意	*	35,810,194
2	通信指令システム高度化整備業務	随意		112,187,250
3	総合的防犯対策警戒業務(北信地域)	指名競争	*	26,716,998
4	総合的防犯対策警戒業務(東信地域)	指名競争	*	27,556,998
5	総合的防犯対策警戒業務(中信地域)	指名競争		21,772,800
6	総合的防犯対策警戒業務(南信地域)	指名競争		35,343,000
7	シートベルトの着用効果体験・街頭指導業務	随意	*	48,090,000
8	木曽路交通事故抑止対策業務	指名競争	*	41,055,000
9	自動車保管場所標章交付業務	随意	*	42,414,750
10	道路使用許可調査業務	随意	*	11,282,250
11	パーキング・チケット発給設備管理運用業務	随意	*	35,033,250
12	自動車保管場所現地調査業務	随意及び一般競争	*	116,408,712
13	交通管制システム等保守点検業務	一般競争	*	57,750,000
14	交通管制端末信号機等保守点検業務	一般競争		25,725,000
15	地点交通信号機等保守点検業務	一般競争		10,290,000
16	地点交通信号機等保守点検業務	一般競争	*	14,385,000
17	地点交通信号機等保守点検業務	一般競争		10,500,000
			94.5%	672,321,202

* 契約額と予定価格とが同額かあるいは極めて近い額であることを示している。

以下、「随意契約」「指名競争入札」「一般競争入札」の契約方法別に分析、検討する。

ア. 随意契約 (No.1、2、7、9、10、11)

表 3-1-13 随意契約一覧

(単位：円)

No.	委託事業の名称	契約方法	落札率等	契約額
1	安全運転管理者等講習業務	随意	*	35,810,194
2	通信指令システム高度化整備業務	随意		112,187,250
7	シートベルトの着用効果体験・街頭指導業務	随意	*	48,090,000
9	自動車保管場所標章交付業務	随意	*	42,414,750
10	道路使用許可調査業務	随意	*	11,282,250
11	パーキング・チケット発給設備管理運用業務	随意	*	35,033,250
			94.6%	284,817,694

* 契約額と予定価格とが同額かあるいは極めて近い額であることを示している。
この場合の落札率等は契約額／予定価格の比率。

随意契約の場合、No.2 を除きほぼ予定価格に極めて近い金額で委託契約が締結されていることが分かる。

これは、入札に適さない業務であるが故に随意契約となる場合、毎年同一の相手先と委託契約を結ぶことが多いため、ある程度予定価格を相手に推測されてしまうためでないかとのことであった。

しかし、各契約について随意契約とした理由等を調べたところ、No.2 を除き必ずしも随意契約で行う根拠として十分であるとはいえない状態であった。各契約の概要及び随意契約理由は以下のとおりである。

表 3-1-14 随意契約の概要と理由

契約 No.	委託事業の名称	委託先 名称	業務内容	随意契約とした理由	相手先を選定した理由
1	安全運転管理者等講習業務	(社)長野県安全運転管理者協会	道交法第108条の2第1項第1号に基づく安全運転管理者等に対する講習	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」	安全運転管理者選定事業所、また事業主を会員としている社団法人で豊富な経験を活かした的確な教育、指導ができる団体で、この他にないため。
2	通信指令システム高度化整備業務	民間企業	通信指令システム高度化に伴うソフトウェア開発業務	公募型プロポーザル方式で判断した為	システム選考委員による選考の結果、指名業者が最適と認められたもの。
7	シートベルトの着用効果体験街頭指導業務	(社)長野県安全運転管理者協会	シートベルト着用効果を体験してもらう業務	シートベルト及び交通安全に関する豊富な知識を持ち、これらについての確に教育、指導する能力が必要であり、また運転者を多く抱える事業所へ業務開拓する能力が必要であることから、競争入札に適さない	交通安全教育に関して的確な教育、指導ができ、この業務の推進が県下全域で展開することが可能である業者は、この業者のほかにはない。
9	自動車保管場所標章交付業務	(財)長野県交通安全協会	自動車保管場所標章交付業務の一部委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」	全警察署内で事務局を設けている唯一の公益法人であるため。
10	道路使用許可調査業務	(財)長野県交通安全協会	道路使用許可に係る判断要素、条件の履行、原状回復状況の調査確認業務	取扱量が多く、警察官のみでは対応ができず、かつ、道路交通法第108条の31第2項第7号の規定により警察署長の道路使用許可事務に係る調査業務の委託契約による	道交法第108条の31第2項第7号に規定された事業を行うものに、交通安全活動推進センターが規定されているため。
11	パーキング・チケット発給設備管理運用業務	(財)長野県交通安全協会	パーキング・チケット発給設備管理業務及び手数料徴収業務	道路交通法施行規則第6条の8に規定された能力を有すると公安委員会が認めた者であり、地方自治法施行令第158条第1項により徴収事務を委託されたものでないといけない業務	左のような条件をクリアしている業者のため。

例えば、No.7 は緊急雇用対策事業であり、平成 16 年度に臨時的に締結された委託契約である。しかも、一定比率以上を新規雇用者で行う必要があるのに、予定価格算定に際して在職年数 10 年の社員の平均給与を用いているにも拘わらず、予定価格に極めて近い金額で契約が成立している。

適正な価格での業務執行が可能になるようこれらの契約についても入札が可能になるような改善ができないかどうか検討が必要と考えられる。

イ. 指名競争入札による契約（No.3～6 及びNo.8）

表 3-1-15 指名競争入札での落札率一覧

（単位：円）

No.	委託事業の名称	契約方法	落札率等	契約額
3	総合的防犯対策警戒業務(北信地域)	指名競争	*	26,716,998
4	総合的防犯対策警戒業務(東信地域)	指名競争	*	27,556,998
5	総合的防犯対策警戒業務(中信地域)	指名競争		21,772,800
6	総合的防犯対策警戒業務(南信地域)	指名競争		35,343,000
8	木曽路交通事故抑止対策業務	指名競争	*	41,055,000
			98.4%	152,444,796

* 契約額と予定価格とが同額かあるいは極めて近い額であることを示している。

指名競争入札の落札率も、予定価格に極めて近い金額で落札され、契約がなされている。

この主な要因は、No.3 からNo.6 の「総合的防犯対策警戒業務」の契約変更にあると考えられる。これら 4 契約の当初契約額と契約変更後の契約額等を記載したものを表 3-1-16 に記載する。

表 3-1-16 総合的防犯対策警戒業務の契約変更

（単位：円）

	委託事業の名称	当初契約	変更契約額①	変更契約額②	最終支払額
3	総合的防犯対策警戒業務	20,517,000	6,199,998	—	26,716,998
4	総合的防犯対策警戒業務	21,357,000	6,199,998	—	27,556,998
5	総合的防犯対策警戒業務	16,934,400	4,838,400	—	21,772,800
6	総合的防犯対策警戒業務	22,317,120	5,292,000	7,733,880	35,343,000
	計	81,125,520	22,530,396	7,733,880	111,389,796
	落札率等 *1	75.2%	—	—	103.2%

*1 県情報公開条例及び県財務規則により、予定価格及び予定価格を類推できる落札率は非公開であるとのことから合計の平均値のみ開示している（以下同じ）。

なお、これらの率は、当初の予定価格に対する比率。

(ア) 現状

表 3-1-16 が示すように、最初入札を実施した際の平均落札率は 75.2%であり、契約総額は 81,125 千円であった。この時点では、予定価格の約 25%支出額が節約されたことになる。

しかし当初契約の後、4 契約の全てにおいて「夜間警備業務を追加するため」等の理由で変更契約が行われた。この結果、変更後の契約額は合計 111,389 千円となった。これは当初の予定価格の 103.2%に相当する。

(イ) 契約変更の経緯

契約変更について、県警は以下のように説明している。

- (i) 予算申請段階で、夜間警戒や人員増強の必要性は県警としても認識していたものの、全てを含めた予定価格を算定したところ金額が多額となり、予算としての実現可能性が低いと考えられた。

- (ii) このため、実際の予算申請では、最も優先度合いの高い「学童の安全を守る小学校付近のパトロール」「駐車場・駐輪場の警戒」を対象とし、申請額を縮小させた。
- (iii) しかし、入札を実施した結果約 25%ほど節約できたことから、当初想定していた深夜から未明にかけての夜間警戒と人員増強を追加で行うことが可能になった。
- (iv) 追加で業務を委託する場合、別個の契約とすることも考えられる。しかし、既に契約している相手先に契約変更により委託した方が効果的・効率的と判断したことから、最初の契約を落札した警備会社との契約内容変更という形をとった。

(ウ) 問題点及び改善提案（意見）

追加業務の実施に当たっては、当初予算の中で契約変更という形で行われた。当初より必要性が認識されていた業務について後から追加された背景としては、先に述べた「(ア) 当初契約時の予定価格の適正性」(「(2) 予定価格の算定方法について」の「ア. 総合的防犯対策警戒業務」参照) で生じた見積りの甘さがある。

この点、当初から予定価格をより厳密に計算すれば、全ての必要な業務を一本化して入札することが可能と考えられ、より経済的な調達が可能であった可能性がある。

以上から、今回の一連の警戒業務は経済的、効率的に実施されていない可能性がある。今後、予定価格算定に当たっては厳密な検討が必要と考えられる。

ウ. 一般競争入札による契約 (No.13~17)

表 3-1-17 一般競争入札での落札率一覧

(単位：円)

No.	委託事業の名称	契約方法	落札率等	契約額
12	自動車保管場所現地調査業務	一般競争**	*	116,408,712
13	交通管制システム等保守点検業務	一般競争	*	57,750,000
14	交通管制端末信号機等保守点検業務	一般競争		25,725,000
15	地点交通信号機等保守点検業務	一般競争		10,290,000
16	地点交通信号機等保守点検業務	一般競争	*	14,385,000
17	地点交通信号機等保守点検業務	一般競争		10,500,000
			87.8%	235,058,712

* は、契約額と予定価格とが同額かあるいは極めて近い額であることを示している。

** 平成 16 年 7 月以前は随意契約。

(ア) 現状

一般競争入札の平均落札率は、87.8%と比較的低いが、一部落札率が高いものも見受けられる (No.12、No.13、No.16)。

No.13 については入札参加者が 1 社のみであり、また、5 年間同じ会社が落札している。

また、No.12については平成16年8月より競争入札になったが、入札参加2社でそのうち1社が辞退したため、委託先は従来と同じ業者となった。平成17年度も3社の参加があったが、2社については体制等未整備とのことで辞退となり、再び従来と同じ委託先となったとのことである。

No.12につき、体制未整備の会社が多い理由を県警に照会したところ、

- (i) 県の会計年度の関係上、3月下旬になってから翌年度の予算が確定するため、それを待ってから毎年入札を行っていること、
- (ii) 結果、入札時期が年度開始直前の3月下旬となり、4月1日からの契約開始までに必要な人数を採用し、業務に必要な教育訓練等を実施するには未経験の企業等の場合日数が不足し、十分な対応ができないことから入札辞退に至っているのではないかとのことであった。

(イ) 問題点及び改善提案（意見）

No.12とNo.13については、他の企業が参入できない要素があると考えられる。No.16については、理由は不明であるが、予定価格に極めて近い金額で落札されている。これらについて、県警は、事実上自由競争入札によるメリットを享受できていない。県警として、実質的な競争入札の導入を検討しているとのことであるが、公正な競争が可能となるような条件等の整備が必要と考えられる。

(4) 実績報告の不備について

ア. 実績報告が契約内容に合致しているか一覧で把握できない事例（No.3～6の総合的防犯対策警戒業務）

以下では「契約条件と実績の対比」「人件費内訳の相違」「新規雇用者の区分表記」等の3点につき記載する。

(ア) 契約条件と実績の対比

a. 現状

警戒業務では、緊急雇用対策の一環として実施されるため、契約書や委託業務仕様書には以下のような条件が付されている。

表 3-1-18 契約条件等

対象	条項	内容
契約書	第2条	雇用人員〇名（契約ごとに異なる）のうち、新規に雇用される者の占める割合は概ね75%以上とし、・・・（以下略）
同上	第3条	事業費に占める人件費の割合は、概ね81%以上とする。
委託業務仕様書	第2(2)	・・・（前段略）・・・新規雇用の期間は原則として6ヶ月未満とする。警戒従事員に占める新規に雇用される者の割合は概ね75%以上とすること。

以上の契約条件が遵守されているか確かめるため、委託業務完了後 10 日以内に雇用実績報告書（様式が指定されている）の提出が要求されている。

契約書、雇用実績報告書（以下、「実績報告書」という。）及びこれに添付されている「賃金台帳」における人員数を比較したところ、次のように差異が見られた。

表 3-1-19 契約書、実績報告書、賃金台帳の件数、人員等対比

No.3 総合的防犯対策警戒業務(北信地域) (単位:円)

		契約書	実績報告書	賃金台帳
事業費	事業費	26,716,998	26,716,998	—
人件費	人件費	21,641,000	21,729,605	21,729,605
	全労働者	10人	43人	21人
	うち、新規雇用	8人	23人	19人
	うち、新規雇用者に係る人件費		16,332,438	
	81%基準		○ 81.3%	
	75%基準		× 53.5%	

No.4 総合的防犯対策警戒業務(東信地域)

		契約書	実績報告書	賃金台帳
事業費	事業費	27,556,998	27,556,998	—
人件費	人件費	22,322,000	25,430,004	22,755,170
	全労働者	10人	44人	20人
	うち、新規雇用	8人	23人	19人
	うち、新規雇用者に係る人件費		17,355,126	
	81%基準		○ 92.3%	
	75%基準		× 52.3%	

No.5 総合的防犯対策警戒業務(中信地域)

		契約書	実績報告書	賃金台帳
事業費	事業費	21,772,800	21,772,800	—
人件費	人件費	17,636,000	17,636,000	18,410,658
	全労働者	10人	25人	**
	うち、新規雇用	8人	18人	17人
	うち、新規雇用者に係る人件費		14,104,300	
	81%基準		○ 81.0%	
	75%基準		× 72.0%	

No.6 総合的防犯対策警戒業務(南信地域)

		契約書	実績報告書	賃金台帳
事業費	事業費	35,343,000	35,343,000	—
人件費	人件費	28,628,000	30,041,500	30,041,500
	全労働者	14人	20人	20人
	うち、新規雇用	12人	18人	18人
	うち、新規雇用者に係る人件費		21,709,952	
	81%基準		○ 85.0%	
	75%基準		○ 90.0%	

* ○は基準を充たしたもの、×は充たさなかったもの。

** 賃金台帳からは不明。

表 3-1-19 により、事業費基準（事業費に占める人件費の割合は、概ね 81%以上という条件。以下、「81%基準」という。）は 4 契約全て充足されているが、人員基準（新

規に雇用される者の占める割合は概ね 75%以上という条件。以下、75%基準」という。)はNo.6を除き充足されていないといえる。

しかし、県警担当者が個々に賃金台帳等から個別に追跡していくことで調整を行った結果、契約条件に反するようなケースが認められなかったとのことである。

但し、監査時点(平成 17 年 11 月 16 日)ではそのような調整の証跡は書面により作成されておらず、確認することはできなかった。

さらに、No.4 は事業費が、No.5 は総事業費と人件費双方が、実績報告書には契約金額どおり記載されており、これが果たして実際支払額かどうか疑問が残る。

b. 問題点及び改善提案(意見)

実績報告書は契約条件が守られたかどうかが一覧で判定できるような様式で作成されるべきである。また、実績報告書に記載されている金額が契約額に完全に一致していることについては、県警は実態を調査すべきである。

(イ) 人件費内訳の相違

県警は、実績報告書の提出に際して、委託先から賃金台帳の提出を受けているが、表 3-1-19 で示すようにNo.4 とNo.5 の 2 契約で賃金台帳と実績報告書の人件費の金額に差異があった。この差異については、県警は調整して一致することを確認しているとのことであるが、調整した証跡は残されておらず、監査時点で確認することはできなかった。

さらに、No.3 及びNo.6 は社会保険料等控除前の総支給額が報告されているのに対し、No.4 及びNo.5 はそれとは異なる基準で報告されているものと推定され、その基準も明確ではなかった。即ち、人件費に含められる範囲が提出先の解釈に任されており、統一されていないことが判明した。

人件費の範囲が統一されていない状態では 81%基準が充足されているかどうかを統一的に検証することも難しくなる。委託契約の際に、人件費の範囲を明確にする必要がある。

(ウ) 従来の社員と新規雇用者との区分表記

a. 現状

契約No.5 については、賃金台帳上、正社員と新規雇用者が明確に判別できるよう表記されていなかった。

そのため、

- (i) 緊急雇用対策としての効果(どの程度失業していた新規雇用者に賃金を支払うことができたのか)を明確に把握することができない。

- (ii) 当該委託費で賄った人件費の中には委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）で禁じられている6ヶ月以上の新規雇用者が含まれている可能性がある（「ウ 実績報告と法規準拠性」参照）が、そのうち正社員として採用される予定の者が何人含まれているかがわからない。
- (iii) (ii)の結果、実績報告書で記載されている「新規雇用者の人件費」との対応関係が明確に出来ない。
ということにもなっている。

b. 問題点及び改善提案（意見）

他の委託費同様、本委託費もその財源は基本的には税金であり、その用途や効果については適正に把握することが必要である。少なくとも、上記の(i)から(iii)の点が明確になるよう賃金台帳の記載の改善を求める等の措置が必要である。

イ. 実績報告と法規準拠性（総合的防犯対策警戒業務（No.3～6）及び木曾路交通事故抑止対策業務（No.8））

(ア) 新規雇用者の雇用期間制限

仕様書によると、緊急雇用対策で実施される事業で新規に雇用される者の雇用期間は6ヶ月未満とする旨の規定がある。

しかし、賃金台帳によれば、6ヶ月以上雇用を継続している新規雇用者が以下のように含まれていた。

表 3-1-20 6ヶ月以上雇用者（賃金台帳）

（単位：名）

No.	①全従業員数	②正社員	③新規雇用者	④③のうち、6ヶ月以上雇用者*3	⑤割合(④/③)	備考
3	21	2	19	11	57.9%	
4	21	2	19	13	68.4%	
5	18	—	18	15	83.3%	*1
6	20	2	18	13	72.2%	
8	45	11	34	7	20.6%	*2

*1 正社員と新規雇用者を区別して記載していなかった為、全員新規雇用者とみて記載。

*2 No.8については、3名を「期間満了後正式採用した者」として別記報告している。

*3 本来なら、「6ヶ月以上（6ヶ月を含む）」の新規雇用者が仕様書内容に反することになる。しかし、④は、賃金台帳に6ヶ月以上記録されている雇用者の人数を記載している。この中には契約期間は6ヶ月未満で仕様書に反してはいないが、賃金の締め日の関係から6ヶ月間にわたって賃金が支給された場合も含まれる。

(イ) 期間制限の例外規定

県警によると、「緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領」（以下、「要領」という。）の「第5 一般事業における委託事業」1項(5)の規程により例外が認められており、

新規雇用者を6ヶ月以上雇用できる場合があるとの説明を受けた。

当該例外規程では、以下のように記載されている。

事業で新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6ヶ月未満とするものであること。ただし、事業内容等が次のいずれかに該当する場合には、その期間を1回に限り更新できるものであること。

(中略)

ホ 更新して雇用した後も雇用期間の定めのない労働者として正式に雇用することに事業主が同意した者

(ウ) 問題点

以下の点が問題と思われる。

- (i) 要領に従って例外を認めるのであるならば、その条項を仕様書に記載すべきであった。
- (ii) 仕様書にそのような例外規定がない以上、原則として仕様書に沿った委託内容を実施させる必要があった。しかし、県警は1年後にまとめて実績報告書の提出を求めており、業務実施期間中規定が守られているかどうかチェックできるような体制になっていなかった。
- (iii) このような例外規定が有効であった場合であっても、県警は6ヶ月以上雇用されている新規雇用者が期間の定めのない労働者として正式雇用されたのかどうか確かめる必要があった。しかし、平成17年度以降に継続して雇用されている労働者がいるかどうか、監査時点(平成17年11月16日)では網羅的には把握されていなかった。

(エ) 改善提案

県警は、6ヶ月以上勤務する雇用者の有無を委託先に照会し、契約内容に沿った履行がなされているかどうか確認することが必要であったと考えられる。その意味で、委託契約満了時に1年分まとめて実績報告を求めるよりはむしろ、契約期間中に適時指導監督することが必要であった。今後、同様の契約を締結する場合は、留意されたい。

5. 現地機関における委託費

(1) 運転免許証更新時講習業務

ア. 概要

県警は、運転免許証更新時講習業務を財団法人長野県交通安全協会(以下、「安全協会」という。)に委託している。契約に当たっては、道路交通法第108条の2第3項及び施行規則第38条の3により、委託先が、法令上道路における交通の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者で適切な組織、設備等を保有すると公安委員会が認定

している団体に限られるため、これを充たす者として安全協会を相手方とし、随意契約により委託契約を結んでいる。さらに運転免許証更新時講習業務に付随する運転免許証更新通知業務、運転免許窓口事務等についても別契約により安全協会に委託している。

安全協会では、運転免許証更新時講習業務を運転免許センター及び警察署等で行っている。

イ. 実施した監査手続

安全協会に対する随意契約による委託契約のうち、金額が最も大きい運転免許証更新時講習業務は、運転免許証の更新時に、優良運転者、準優良運転者及び通常・初回更新者別に講習を実施する業務である。この契約について、予定価格の算定、契約手続及び請求業務までの一連の手続を検証した。

ウ. 結果

契約は、受講者1人当たり（以下、「1件当たり」という。）の単価契約となっている。契約締結に当たっては、予定価格算定後、安全協会から2回見積書を入手して商議を行っている。2回見積書を取った理由としては、1回目の見積内容が前年度実績を参考にしたものと思われ、予定価格を上回っていたためである。2回目の見積内容を調べたところ、優良運転者講習、準優良運転者講習及び通常・初回更新者講習すべての講習において、見積単価は銭単位で予定価格に一致していた。予定価格事前公表制を採っていないにも拘わらず、2回目の見積書において銭単位で完全に予定価格と合致する単価を提示することは不可能であることから、予定価格が漏洩した可能性が高い。

県警と安全協会との間には密接な業務上の関係があることから、契約締結にはより一層の透明性が求められる。契約に当たって、予定価格の取扱いについては細心の注意が必要である。

エ. 意見

(ア) 予定価格の算定方法について

予定価格の算定に当たっては、1件当たりの単価を以下のような算式で人件費と物件費の合計額として算出している。

表 3-1-21 単価の算出方法

人件費＝講習に当たる者の1時間平均給与単価×1件当たり所要時間数
物件費＝見積需用費＋見積減価償却費＋その他

a. 講習に当たる者の時間当たり平均給与単価

講習は、運転免許センター及び警察署で行われ、前者においては安全協会の講師が、後者においては安全協会支部の事務局長が講師を務める。これらの人件費の積算において、平成 16 年度は、運転免許センターの講師（以下、「センター講師」という。）については行政事務臨時嘱託員の日給を基礎に、警察署における講師（以下、「警察署講師」という。）については行政職 1 級 16 号俸に基づいて年収が計算されていた。両者の違いは、基本となる月給相当額が異なるほか、後者には月給 4 か月分の賞与を含めている点にある。センター講師について賞与を含めていないのは、県警 OB を嘱託として採用することを想定して賞与を支給しないという前提に立っているからとのことである。

表 3-1-22 講師人件費

	センター講師	警察署講師
月給	175,275 円 (行政事務臨時嘱託員)	190,100 円 (行政職 1-16)
給与 (年額)	2,104 千円	2,281 千円
賞与 (年額)	—	760,400 円 (4 か月分)
共済費 (年額)	269 千円	371 千円
合計 (年額)	2,373 千円	3,413 千円

しかし、同種の業務を委託しているうえ、実際には、安全協会の事務局長にも県警 OB が就任している場合もある。従って、予定価格の算定に当たってセンター講師と警察署講師に異なる人件費を用いる合理的な理由はない。

なお、平成 17 年度は、両者とも行政事務臨時嘱託員の給与に一本化したとのことであるが、本来は委託先から人件費の見積を入手する等して、当該業務を行うに必要な能力や経験等を有した人材への報酬として適切と思われる額を基礎に予定価格を算定すべきである。

b. 見積時間

優良者講習は 30 分、準優良者講習は 60 分、通常・初回更新者はいずれも 120 分の講習を受けなければならない。1 件当たり所要時間を算出するにあたり、これらの 1 回当たりの講習時間を 1 回の講習の平均的な受講人数で除して求めている。

平均的な受講人数は、具体的には、優良運転者講習では 7 名、準優良運転者講習では 8 名、通常・初回更新者講習では 12 名としている。これらは、全国平均数値とのことで従来より用いられているものであるが、これを根拠付ける資料はなかった。

さらに、これらの人数を前年度である平成 15 年度の実績と比べた場合、以下のよう
に乖離が見られた。

表 3-1-23 1 回当たり受講人数

研修の種類		優良運転者	準優良運転者	通常・初回更新者
算出に使っている人数		7	8	12
実績		(*) 1.4 人	17 人	12 人
(参考) 講習者 1 人当たり に係る時間 (分)	講習	4.0	7.5	10.0
	受付/確認	0.5	0.5	0.5
	講習準備	0.1	0.4	2.0
	報告	1.0	1.0	1.0

(*) 優良運転者講習については、訪れた更新者に対応して臨機に講習が行われ、正確に講習実施
回数が把握できないため、1 日 12 回実施したとの前提で計算している。

1 回当たり受講人数は、年によって変動が予想されるため、一定の人数として固定
しておくこともひとつの方法であろう。しかし、その人数としては、過去数年の平均
値を取る等して一定期間それを適用し、実績の変動に応じて一定期間後に見直す等の
方法が適切と考えられる。

また、優良者講習では 30 分のうち 20 分、準優良者講習は 60 分うち 30 分、通常・
初回更新者はいずれも 120 分うち 30 分はビデオ講習となっている。ビデオ講習の間、
講師は完全に講義から解放されるわけではないが、1 件当たり所要時間の計算におい
て 0.1 分刻みの計算を行っている中で、「受付・確認」や「講習準備」とは別に、「講
習」業務としてビデオ放映時間を 100%含めることが真に実態を反映しているのかど
うかは確認する必要があるものと思われる。

c. 物件費

物件費として、講習中放映するビデオテープについて予備を含めて 2 本分の減価償
却費を含めている。しかし、実態として未だビデオテープが使われているのかどうか、
またそれがいくらで購入されているのかどうかについて確認されていない。

さらに、講習用テキスト 226 円、安全運転自己診断 30 円、地方版テキスト 70 円等
が計上されているが、これらの冊子の内容については警察庁及び県警が監修している
にも拘らず、県警は安全協会が業者からいくらで調達しているかについて把握してい
ない。

以上、人件費、物件費別に現状における課題を記述したが、総括すると以下のよう
になる。委託契約においては、委託先が適正な水準の利益を得ることを妨げるもので
はないが、県警としては、業務の内容に応じた適正な予定価格を算定することが求め

られるため、現状の委託先における実績や他の業者の見積等幅広く情報収集することが必要である。

(イ) 他の委託業務との統合可能性について

県警では、本運転免許証更新時講習業務について、より経済的、効率的な委託を行うため、近い将来一般競争入札を導入することを検討しているとのことである。

現在は、委託契約は表 3-1-3 に示したように、運転免許証更新に係る一連の業務だけでも、運転免許証更新通知業務、運転免許窓口業務等に細分化されている。契約方法の見直しに当たっては、これらの契約の分け方自体を再検討する必要があるだろう。他の関連する業務と一体化することにより、必要な人件費の積算において効率化を図ることも可能になるものと思われる。契約の見直しに当たっては、本業務が更新者が何人であろうと一定の人員の配置は必要であることから、現在のような 1 件当たりの単価契約ではなく、必要な人員に係る人件費を積算する等、別の積算方法を模索することも必要であろう。

さらに、委託業務ではないが、「Ⅲ. その他の関連団体との取引等」で記述する写真撮影や収入証紙売りさばきといった運転免許証更新に伴う一連の業務に含まれる一種既得権ともいえる業務についても、運転免許証更新時講習業務等の委託先に一括して行わせることが適切なかどうかについても合わせて検討することが必要と思われる。

(2) 高齢者講習

ア. 概要

道路交通法 101 条の 4 第 1 項（平成 14 年 6 月、75 歳から 70 歳に改正）の規定により、運転免許証更新時において 70 歳以上となる者はいわゆる「高齢者講習」¹が義務づけられている。県警ではこれを県内の各指定教習所に委託している。平成 16 年度に契約された委託契約のうち、本部所管の契約も含め、最も金額が大きい契約である。

本業務の場合、委託契約は (1) と同様、1 件当たりという単価契約となっており、実施人数に当該契約単価を乗じた額を各教習所に支払っている。

例えば、平成 16 年度の通常の高齢者講習の場合、県警は以下のような計算を行い予定価格を算定している。

表 3-1-24 単価の算出方法

人件費＝講習に当たる者の 1 時間平均給与単価 × 1 件当たり所要時間数
物件費＝見積需用費＋見積減価償却費＋その他

¹ 平成 10 年 10 月改正では 75 歳以上が対象であったが、平成 14 年 6 月には 70 歳以上に対象年齢が引き下げられている。